

監査公告第 16 号

随時監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 5 項の規定による随時監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第 14 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 5 年 1 月 24 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

産業振興部文化振興課随時監査結果にかかる措置報告

監査範囲 伝統的建造物群保存整備事業補助金に関する財務事務及び行政事務

監査結果 (抜粋)

監査意見

- ・当該補助金交付手続きについて、次のとおり意見を付す。

当該補助金は特定の区域を対象とし長期的に取り組まれており、その事業効果と費用は極めて大きいものである。

これまで補助事業の手続きは問題なく進展していたように思えるが、経年により様々な人が申請者や関係者になり得るのだから、申請手続きについては文書化し公表すべきものとする。少なくとも課題となった事項については、なんらかの対処をして改善していくべきである。

「提出書類作成マニュアル」を準備していると言うが、中には口頭で伝えるのみで終わらせている箇所も目に留まった。また、過去に「提出書類作成マニュアル」を改定したようだが、残念ながら未だ市ホームページでは公表されていない。このような状況を踏まえ、引き続き改善に努力されたい。

対 応

当該補助事業にかかる手続きについては、相談の際に担当職員の説明とあわせ、具体的な手続きを示した事務要領をお渡してきました。事業の性質上、設計者などを通じて申請をいただくことが多いため、これまではホームページなどで公表はしていませんでしたが、今後は円滑で公平な補助事業遂行のため、速やかにマニュアルを作成し、周知したいと考えております。